

令和元年度 第4回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：令和2年2月19日（水）

19：00～19：35

場 所：市役所本庁舎10階 第6会議室

1 開会

（事務局）

本日はお忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席いただきましてありがとうございます。

審議会開催にあたりまして、田中副市長より挨拶を申し上げます。

（田中副市長）

皆さん、こんばんは。副市長の田中でございます。

本日は、お忙しいところ、また、夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、誠に有り難うございます。

皆様には、日頃より市政に対し、多大なるご協力、ご助言を賜り、この場をおかりして、お礼申し上げます。

さて、市では来年度より大幅な組織の見直しを予定しております。

前回の組織再編から13年が経っており、その間私どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、横断的な組織の課題や、新たな施策課題への対応力が求められ、より効率的・効果的な執行体制と対応力を備えた組織づくりが重要であると考えております。

福祉・子育ての分野につきましては、保健福祉部やこども未来部などの4つの部から、関連性の高い事務事業より再編された「市民福祉部」を新たに設置し、相互関連する課題への対応の強化を図るとともに、市民の皆様にとって分かりやすく、よりいっそう効果的な事業が実施できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日の会議では、保健福祉部・こども未来部にかかる令和2年度の予算案についての説明を予定しております。

皆様におかれましては、市民生活に直結する大変重要な分野について、総合的・専門的な観点からご審議いただいているところでございますが、

引き続き本市の社会福祉の推進のために多くのご提言、ご意見をお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

（事務局）

それでは、ただいまより、令和元年度第4回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会には、審議会委員23名中20名の皆様のご出席をいただいております。本審議会は、審議会条例第7条第3項により成立しております。

なお、宇野委員、江口委員より欠席の連絡をいただいております。

本日の出席者につきましては、お手元の座席表のとおりとなっておりますので、ご了承願います。
次に、本日の議題についてであります。会議次第のとおり予定しております。

では、本日使用いたします資料について、確認させていただきます。

資料5については、当日配布とさせていただいており、それ以外の資料については、郵送にて事前送付させていただいております。

資料1 令和元年度 第3回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料3 組織再編新旧対照表

資料4 組織再編後の組織と主な移行内訳（関係部分抜粋）

資料5 令和2年度予算案総括表・主要事業

資料6 帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

資料7 各種分野別計画（福祉分野）策定スケジュール

なお、資料の差替えがございます。資料3および資料4につきましては、本日お席に配布させていただきました資料をもって差し替えさせていただきたいと思っております。

以上であります。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

2 会議

（1）令和元年度 第2回会議の議事録確認

（事務局）

それでは、会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

（会長）

それでは議題に入らせていただきます。

はじめに議題の（1）議事録の確認についてであります。お手元の資料1前回の審議会の議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

これに関しまして、皆様に事前にお送りしておりますが、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答なし】

（会長）

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

（2）令和2年度 保健福祉部・こども未来部予算（案）について

(会長)

次に議題(2)「令和2年度保健福祉部・こども未来部予算案」について、を議題といたします。
この予算案は3月2日からの市議会で審議が始まります。
それでは、事務局、説明願います。

(事務局)

それでは、私から令和2年度予算概要についてご説明いたします。
着座にて説明させていただきます。

予算概要の説明に入る前に、令和2年4月より実施される市の組織再編の概要についてご説明いたします。

まず、お手元の資料3と資料4をご覧ください。

今回の組織の見直しのあたっては、相互関連する政策課題や、新たな政策課題への対応と、職員構成などの変化に対応していくことの2つの視点から成り立っております。

そういったことから、効率的な執行体制と対応力を備えた組織づくりがポイントとなっております。

資料3は、組織再編による市の組織全体の新旧対照表となっております、左側が旧体制、右側が新体制の組織となっております。

表のとおり部の数は、現行の13部から9部に再編統合されることとなります。

また、再編後は、部の下に関連性の高い複数の課で構成する「室」を設置し、室長は、各課の課長と適切に責任や役割を分担し、マネジメント体制を強化していきます。

保健福祉部・こども未来部につきましては、網掛けの部分になっておりますが、福祉や子育てなど相互の関連性や、サービス内容で関連性の高い事務事業が増えていることを受け、連携・調整力を強化できるように部の枠組みを再編し、現行の保健福祉部とこども未来部、市民活動部及び市民環境部の関係事務を統合し、新たに「市民福祉部」が設置されます。

市民福祉部は、地域福祉室、福祉支援室、生活支援室、こども福祉室、健康保険室の5つの室、10の課から構成されることとなります。

つづいて資料4をご覧ください。

保健福祉部・こども未来部に係る組織再編後の組織と主な移行内訳を示しております。

それぞれの課の執行内訳についてですが、大きく変わる部分のみ説明させていただきます。

地域福祉に係る業務につきましては、社会課と高齢者福祉課の地域福祉の推進に関わる業務等を統合し、「地域福祉課」となります。

次に、市民活動推進課に男女共同参画推進課、高齢者福祉課の老人クラブ事務等を統合し、市民活動課となります。

次に、高齢者支援業務と介護保険事業に関わる業務につきましても、高齢者福祉課と介護保険課を統合し、「介護高齢福祉課」となります。

所属職員が多い保護課については、規模の適正化を図るため生活支援第1課、第2課の2つの課に分割いたします。

健康推進課については、子育て支援課の母子保健事務を集約し、こども課と国保課については、それぞれ現行の部から市民福祉部へ移行されます。

最後に、教育の分野では、青少年の健全育成、学校、家庭、地域の連携を図るため、学校教育部の企画総務課の一部とこども未来部の青少年課を統合し、「学校地域連携課」となり、こちらの課は学校教育部の所管となります。

また、児童会館については、生涯学習部への移行となります。

組織再編についての説明は、簡単ではありますが、以上となりますので、これより予算概要についてご説明いたします。

では、お手元の資料5をご覧ください。

1枚目が、令和2年度予算案総括表でございますが保健福祉部とこども未来部に係ります一般会計と特別会計を記載しております。

2枚目からは、主要事業の資料となっております。

それでは、初めに1枚目の保健福祉部に係ります、予算案につきましてご説明いたします。

まず、予算案総括表 a 欄は令和元年度当初予算額、b 欄は令和2年度当初予算（案）額となっております。c 欄「職員給与費へ振替額」についてですが、来年度より地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が実施されます。

制度実施に伴いまして、自治体で働く非常勤職員の多くが「会計年度任用職員」として採用され、任用や勤務条件、給与・報酬等の取扱いが明確化されました。

この非常勤職員にかかる給料、報酬等の予算の計上、執行管理は今年度までは各課で行ってまいりましたが、来年度より会計年度任用職員についても、正職員と同じように、職員課で一括して予算執行を行うこととなります。

従いまして、表の c 欄には、各課予算から職員課予算へ振り替えた予算額をのせております。表の d 欄には、先ほどご説明した組織再編に伴い、予算管理が他の科目へ移行された予算額をのせております。

そうしたことから、保健福祉部6課の一般会計の令和2年度 当初予算（案）総額は、本来であれば、b 欄の額になりますが、令和元年度当初予算額と分かりやすく比較するため、c 欄および d 欄を合わせました e 欄の額を記載させていただきます。

予算案の説明になりますが、下段の網掛け部分、保健福祉部総額（民生費+衛生費）と書いてある欄でございますが、民生費と衛生費を合わせまして186億8,451万3千円であります。

令和元年度当初予算と比較いたしますと7億8千623万1千円の増、率にいたしまして、4.4%の増となっております。

主な増加の要因は、障害者自立支援給付費や、予防接種費の増額によるものであります。

また、一般会計に占める保健福祉部の予算の割合は、令和元年度が21.5%、令和2年度は22.3%とほぼ横ばいで推移しています。

次に特別会計、表の一番下の欄になりますが介護保険会計でございます。

令和2年度当初予算案は、150億5,344万3千円となっており、令和元年度当初予算と比較いたしますと、2億7,215万9千円、1.8%の増となっております。

主な増加の要因としましては、65歳以上の要介護認定者の増加に伴う介護サービス給付の増額によるものであります。

続きまして、2枚目以降の主要事業に係る資料をご覧ください。

保健福祉部に関わる主要事業のうち、民生費及び衛生費についてご説明いたします。

主要事業1ページをご覧ください。

「地域介護・福祉空間整備事業」について説明いたします。

高齢者が住み慣れた地域で安全安心に暮らせる環境を整えるため、地域密着型の施設整備をいたします。

次に2ページをご覧ください。

「被保護者健康管理支援事業（新規）」についてであります。令和3年1月から生活保護者の生活の質の向上と、医療扶助費の適正化を図るため、被保護者へ適正な受診行動を推奨するなど、生活習慣病予防等の健康管理支援を行います。

次に3ページをご覧ください。

衛生費になりますが、「ロタウイルス予防接種事業（新規）」についてであります。令和2年10月から、ロタウイルスワクチンが定期接種化されるものです。

続いて「健康マイレージ事業（新規）」についてであります。運動意欲の向上を図るため、歩数計アプリを活用したインセンティブ制度を導入するものです。

次に4ページ、介護保険会計をご覧ください。

「低所得高齢者の介護保険料の軽減強化」についてであります。平成27年度より段階的に実施してきております介護保険料の軽減につきまして、令和2年4月より完全実施いたします。

なお、これにかかる事業費は一般会計より繰り入れて対応してまいります。

保健福祉部に係る説明は以上です。

（事務局）

続きまして、こども未来部に係ります令和2年度予算案の概要につきまして、ご説明いたします。

資料5、令和2年度予算案総括表をご覧ください。

こども未来部に属します。こども課、子育て支援課、青少年課及び児童会館、4課の合計額は、資料下段の網掛け部分「こども未来部総額（民生費+衛生費）」e欄のとおり、民生費と衛生費を合わせて、112億2,275万2千円で、前年度当初予算額と比較いたしますと、4億3,099万5千円、4.0%の増となっております。

また、一般会計に占めるこども未来部の予算案総額の割合は13.4%で、前年度と比較いたしますと0.4ポイント増となっております。

令和2年度予算案の主な増減といたしましては、放課後等デイサービスの利用件数の増、へき地保育所の認可化・民間移管や認定こども園への移行に伴う施設運営費の増のほか、児童扶養手当の支給回数等の平準化に伴う所要額の減やへき地保育所の施設整備費の減などによるものであります。

次に、こども未来部に係る主要事業につきまして、ご説明いたします。

資料5の2枚目の「主要事業」の1ページをご覧ください。

「私立保育所運営業務」につきましては、へき地保育所6所を4月1日から民間移管し、認可保育所及び小規模保育所となることから、施設運営費を給付するものです。

次に、「認定こども園当施設給付事業」につきましては、私学助成幼稚園5園が、認定こども園に2園、施設型給付幼稚園に3園が移行するほか、新規に開設される認定こども園分室1園、あわせて6園の施設運営費を給付するものです。

次に、2ページをご覧ください。

「児童保育センター運営事業」につきましては、児童保育センターでの保育ニーズの高まりに対応し、受け入れ枠の確保を図るため、第2緑ヶ丘児童保育センターなど、5施設においてクラブ数を増設し、対応するものです。

次に、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」につきましては、就業上の理由により家庭生活支援員の派遣等を定期利用できる「ひとり親家庭」の対象範囲を、「未就学児を養育する家庭」から「小学生までの児童を養育する家庭」に拡大するものです。

こども未来部に係る説明は以上であります。

(会長)

ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

【質疑応答なし】

(会長)

意見などが無ければ、「令和2年度保健福祉部・こども未来部予算(案)」についてを終了いたします。

(3) 帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について

(会長)

続きまして、議題の(3)「帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正」についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

(事務局)

帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正についてご説明いたします。

資料6をご覧ください。

さきほど説明ありました、令和2年4月1日の市の組織再編によりまして、当審議会および各専門部会の庶務を担当していた部課名に変更が生じることから、組織再編後の部課名に改正しようとするものです。

当審議会の庶務につきましては、保健福祉部社会課から市民福祉部地域福祉室地域福祉課へ改正となりまして、それぞれの専門部会につきましては、記載のと通りの改正とさせていただきたいと思えます。

2枚目以降は改正後の案になりまして、下線部分が改正箇所となっております。

説明は以上となります。

(会長)

ただいまの件につきまして、要領の改正は、組織再編による担当部署名の名称変更ということでありますので、そのように決定してよろしいと考えますが、ご異議ありませんか。

【意義なし】

(会長)

意義が無ければ、「帯広市健康生活支援審議会運営要領の改正について」を終了いたします。

(4) 分野別計画の策定について

(会長)

続きまして、議題の(4)「分野別計画の策定について」を議題といたします。
事務局、説明願います。

(事務局)

分野別計画の策定につきまして、ご説明いたします。
資料7をご覧ください。

令和2年度にご審議いただき、令和3年度から開始される保健福祉部関連の分野別計画は、第八期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【計画期間令和3年～5年】、第六期帯広市障害福祉計画【計画期間令和3年～5年】の2件でございます。

第六期帯広市障害者計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、市町村は国が定める基本方針に即して、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めることとされております。

第五期計画において、両計画を一体のものとして策定しており、第六期計画につきましても、同様に策定してまいります。

これらの計画策定につきましては、表に記載のとおり、ニーズ調査、アンケート調査をはじめ、市民や関係団体との意見交換のほか、この健康生活支援審議会や各専門部会の審議を経て、策定していく予定でございます。

委員の皆様と、活発な意見交換を行いながら、策定を進めてまいりますのでご協力お願い申し上げます。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

【質疑応答なし】

(会長)

意見などが無ければ、「分野別計画について」を終了いたします。

(5) その他

(会長)

続きまして、(5)「その他」について議題といたします。何かございますでしょうか。

(委員)

今問題となっている新型コロナウイルス感染について今回北海道にも感染者が発生したということで、帯広市としてどのような対策をとっているのか、医療体制も含めて現状についてお聞きしたいです。

市民としては、マスコミの情報を聞くととても不安な気持ちでいるかと思います。

(事務局)

現状の対応ですが、感染症法に基づいて、医療体制などの整備は、道の管轄の保健所で実施することとなっております。

市としましては、保健所と随時情報交換を行いながら、どのような対応が必要になるか把握し、また庁内においても情報を共有し、適切な対応がとれるように体制整備を整えているところです。

市民の皆さんには、国からも申しておりますが、感染症対策を徹底するようにしてほしいということで、こまめな手洗い、咳エチケット、消毒などホームページを通じて市民周知を実施しております。

また、今日札幌市でも感染者が発生したと報道されておりますが、管内や帯広市においても、いつ感染者が発生するかわからない状況かと思っておりますので、今後も保健所と連携をはかりながら、適切な正しい情報を市民にお伝えし、さらに市の踏み込んだ対応が必要な場合は、ホームページや報道機関等を通じてお知らせしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、相談窓口については、保健所でコールセンターを設けておりますが、色々な疑問や相談が保健所にきているということは市も把握しております。

(会長)

今の事務局の説明に補足いたします。

新型コロナウイルス感染症の流行を一つの災害と考えると、通常それぞれの医療機能を持っている医療機関が機能しなくなることが一番恐ろしいことだと思います。

ですから、そのためにはどのような体制をとれるか、皆様ご存知のとおり、感染症指定病院は帯広厚生病院のみです。

ただ、それ以外の接触者外来などがありますが、今日は医療関係者の方々がお越しいただいておりますが、現実的にそれらを機能させることはなかなか難しいことだと思います。

それをふまえて、来週の木曜日に保健所の呼びかけという形で、十勝管内の医療機関が集まりまして、現在市中感染が広まっていることが推測されておりますので、そのときの医療の提供体制をどのようにしていくか協議することとなっております。

正しい情報は道や市から提供されるかと思っておりますので、みなさんが心配されているということは重々承知しておりますので、それに対してしっかりした提供体制をとり、みなさんがパニックに陥らないよう行動していきたいと思っております。

(委員)

いま医療機関のお話をさせていただきましたが、市として相談窓口を設けるなど、市民が不安にならないように何かしらの形で市民に周知徹底した方がよろしいかと思っておりますので、今後も引き続き適切な対応をお願いしたいと思います。

(事務局)

いまお話いただきましたように、市民のみなさんが何をどこに相談できるのか分からないということも不安になる一つの要因だと思います。

現在、刻々と相談体制も変わってきておりまして、例えば一般の相談についても、自分の症状では医療機関を受診すべきか、どこの医療機関に行くべきかといった相談窓口の対応を道が整えております。

そこが十分に整っていないと、感染者ではない一般の患者の方々も医療機関に殺到し、さらに感染の引き起こしに繋がってしまいますので、道が医療体制やルールを作ってみなさんにお知らせしているところです。

市といたしましても、ホームページで相談窓口の案内などをしておりますし、道や国に相談しづらいと思う方は、市に直接相談していただいてもよろしいかと思っております。

(会長)

それでは、他にご意見やご質問もないようですので、これで議題を終わります。

次に専門部会も控えておりますので、本日の審議会は、これで閉会といたします。

なお、事務局より連絡事項がございます。

(事務局)

それでは、ご連絡いたします。

次回の開催につきましては、先ほど分野別計画の策定スケジュールでも説明ありましたが、健康づくり支援部会、高齢者支援部会の合同部会を7月に予定しておりますので、近くなりましたらご案内いたします。

また、今年の8月下旬には委員の改選となり、それに伴う手続きを進めていきたいと思っておりますので、こちらも近くなりましたらご案内いたします。

ではこの後、専門部会を開催いたします。

地域医療推進部会は、第2会議室、健康づくり支援部会は、第4会議室、児童育成部会は、第5B会議室、障害者支援部会は、第5A会議室、高齢者支援部会は、第3会議室です。

それぞれの所属部会の会場に移動をお願いいたします。

連絡事項は、以上です。

それでは本日はこれで閉会といたします。

お疲れさまでした。